

徳島県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
206	西黒田中村	徳島市国府町芝原字中庄一九番九地先から 同 番七地先まで 八〇	四五〇・〇	令和五年一月十七日